

京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度の整備について

1 目的

胃がんの早期発見・早期治療の促進により胃がんの死亡率の減少につなげ、もって府民の健康を保持するため、府内広域的に胃がん検診（胃内視鏡検査）（以下「胃がん内視鏡検診」という。）を受診できる体制を整備する。

2 現状・課題

胃がん内視鏡検診の体制整備については、二重読影体制の構築、医療機関や医師の確保、質の高い検診を実施するための精度管理が必要となるが、市町村単位では大きな負担である。

こうした状況から、府内広域で受診受診が可能となる京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度を整備し、令和 5 年 9 月から向日市・長岡京市・大山崎町において本制度を利用した胃がん内視鏡検診を開始し、現在、府内においては 6 市町村が胃がん内視鏡検診を実施している。

3 事業概要

○実施主体と実施体制

実施主体は市町村とし、一般社団法人京都府医師会（以下「京都府医師会」という。）と委託契約を締結して実施する。

○検診対象者

50 歳以上で、胃がん内視鏡検診を実施する市町村に住民票のある府民。

○認定実施医療機関及び認定二次読影医の募集・認定

京都府医師会が、募集・認定を行う。

○検診体制

(1) 実施方法

日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017 年度版」及び「京都府・京都市胃がん内視鏡検診の手引き」に準拠して実施する。

(2) 読影体制

認定実施医療機関に属さない二次読影医が二次読影を行う「一般二次読影方式」と、認定実施医療機関内で二次読影を行う「施設内二次読影方式」で実施する。「一般二次読影方式」では、オンラインシステム（富士フィルム ASSISTA）を利用する。

(3) 精度管理

京都府医師会は、市町村とともに、京都府医師会消化器がん検診委員会等において、検診実施方法の検討、検診データの集計・分析を行うとともに、必要に応じて症例検討会等の開催や認定実施医療機関及び二次読影医に対する指導や助言を行う。

○本制度にかかる費用 ※令和 6 年 3 月現在。令和 6 年度から変更予定

1 件あたり 21,105 円としその内訳は下記のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(1) 事務関連費用 1 件につき 3,550 円

(2) 医療関連費用 1 件につき 17,555 円

<医療関連費用の内訳>

一般二次読影方式		施設内二次読影方式	
・検診費用	1 件につき 16,555 円	・検診費用	1 件につき 17,555 円
・二次読影費用	1 件につき 1,000 円		

○費用の請求及び支払

本制度にかかる費用のうち、事務関連費用及び二次読影費用は京都府医師会と市町村で、検診費用は認定実施医療機関と市町村で、直接請求と支払を行う。なお、二次読影医には、京都府医師会から個別に支払われる。

○研修会の開催

本制度に従事する医師が、胃がん及び対策型胃がん検診に関する知識を習熟できるよう、年に 1 回、研修会を開催する。

京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度の流れ

■申込みから受診券発行

- ・受診希望者が、住民票のある市町村に申込み。
- ・市町村は、年齢、受診間隔、事前確認事項等を確認の上、受診対象者には受診券を発行。

■検診予約と事前説明

- ・受診対象者は、認定実施医療機関一覧に掲載の実施医療機関に、電話等で予約。
- ・実施医療機関は、「説明書」等を用いて、検診に関する必要事項等を説明。

■検査当日・検査前

- ・実施医療機関は、受診券及び健康保険証等で本人確認を行い、受診券を回収。
- ・「受診票・同意書」に同意を含め記入漏れがないかを確認し、自己負担金を徴収。

■胃内視鏡検査及び二次読影 ※一般二次読影方式の場合は「記載」を ASSISTA への入力と読み替え。

- ・内視鏡施行医は、胃内視鏡検査を実施し、基本情報・問診・検査結果等を「結果票」に記載。
- ・二次読影医は、画像点検と診断の妥当性を審査し記載。

■判定及び本人への結果説明

- ・内視鏡施行医は、二次読影結果を参考に判定する。※最終判定は内視鏡施行医が実施
- ・実施医療機関は、「結果通知書」に必要事項を記載し、受診者に対面で説明。ただし、判定が「胃がんなし」で病変なしの場合は結果の郵送も可能。

■要精検の場合の対応

- ・実施医療機関は、受診者に精密検査の受診を指導。
- ・精密検査、治療を他院に依頼する場合は、「精検結果連絡票」に必要事項を記入の上、診療情報提供書を発行。

■請求・支払と結果報告 ※委託料については、診療報酬改定により変更予定

- ・1件当たり 21,105 円（税込み）について、以下のとおり請求・支払を実施。
- ・市町村は、請求書を受領後、概ね 30 日以内に実施医療機関及び京都府医師会に支払。

<検診費用> ※1件当たり、一般二次読影方式 16,555 円、施設内二次読影方式 17,555 円

- ・実施医療機関は、毎月 10 日までに 1 箇月分を取りまとめ、検診結果を添えて各市町村に請求。

<二次読影費用> ※一般二次読影方式分のみ。1件当たり、1,000 円

- ・京都府医師会は、1 年度分を取りまとめて、年 1 回各市町村に請求。

※二次読影医には、京都府医師会から支払われる。

<事務関連費用> ※1件当たり、3,550 円

- ・京都府医師会は、半期分を取りまとめ、年 2 回各市町村に請求。

京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度 事業評価について

1 事業評価について

<がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針>

(第3がん検診、2胃がん検診、(4)事業評価及び(5)検診実施機関①より抜粋)

- 市町村は、チェックリスト(市町村用)を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。
- 都道府県は、胃がん部会において(中略)市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。
- 検診実施機関は、(中略)胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。

<京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度実施要領>

(10市町村の業務(5)精度管理及び11京都府医師会の業務(3)精度管理から抜粋)

- 市町村は、(中略)京都府医師会とともに京都府医師会消化器がん検診委員会等において十分に協議を行い、地域における実施体制の整備に努める。
- 京都府医師会は、市町村とともに委員会等において検診の実施状況を報告し、実施方法及び検診データを集計・分析するとともに、必要に応じて症例検討会等の開催や実施医療機関に対する指導や助言を行う。

2 事業評価の実施方法について

以下の(1)～(3)等において、事業評価・精度管理を実施。

(1) 京都府医師会消化器がん検診委員会(概ね2箇月に1回)

- ・実施状況報告、検診方法及び検診データの集計・分析、課題検討等
- ・ASSISTAデータの検討についても実施予定

(2) がん検診従事者研修事業(年1回開催、3時間)

- ・胃がん内視鏡検診を実施する医師及び検診従事者が対象
- ・胃がん内視鏡検診の適切な体制構築を目的として実施
- ・オール京都の精度管理も含む(実施状況報告、がん症例の検討等)

※本事業は、がん検診従事者研修事業実施要項に基づき、京都府主催、京都府医師会委託で実施(国庫補助事業)

(3) 京都府生活習慣病検診協議会がん検診部会

- ・地域保健健康増進事業報告データによるプロセス指標評価・検討
- ・事業評価のためのチェックリスト(市町村用・検診機関用・都道府県用)による実施方法や実施体制評価・検討

※府内だけでなく全国のとの比較検討を実施。専門的な見地から検討を行う。